

教育・保育施設等

教育・保育施設等を利用するためには

施設を利用するためには、教育・保育給付認定申請書兼保育所等利用申込書を提出して教育・保育給付認定を受ける必要があります。毎月1日から入所(園)となりますので、希望する月の前月10日、20日の締め切りに合わせお申し込みください。利用したい施設によって教育・保育給付認定申請方法等が異なるので、下の表で確認しましょう。

利用したい施設	保護者の要件	対象年齢	利用するために必要な認定区分	担当課
幼稚園	制限なし	3~5歳	1号認定 (教育標準時間認定)	子育て支援課 (駅前庁舎) ☎017-734-5330
認定こども園	教育部分 制限なし	3~5歳	1号認定 (教育標準時間認定)	
	保育部分 「保育の必要な事由」に該当し、保育を必要とする方 ●就労の場合(月60時間以上の就労) ●出産の準備や出産後の休養が必要な場合など		2号認定(保育認定)	
保育所・地域型保育事業(※)	「保育の必要な事由」に該当し、保育を必要とする方 ●就労の場合(月60時間以上の就労) ●出産の準備や出産後の休養が必要な場合など	0~2歳	3号認定(保育認定)	健康福祉課 (浪岡庁舎) ☎0172-62-1113
		3~5歳	2号認定(保育認定)	
保育所・地域型保育事業(※)	「保育の必要な事由」に該当し、保育を必要とする方 ●就労の場合(月60時間以上の就労) ●出産の準備や出産後の休養が必要な場合など	0~2歳	3号認定(保育認定)	※詳しくは、担当課へお問い合わせください。
		3~5歳	2号認定(保育認定)	

※地域型保育事業は0~2歳のみ

どの施設を利用できるのか確認してみましょう

入所を希望する日時点の、お子様の年齢は何歳ですか？

- A 3~5歳(年度途中に6歳の誕生日を迎えたお子様は、5歳に含みます)
B 0~2歳

仕事をしているなどの理由で、保育を必要としていますか？

- ① 保育を必要としない(または教育を希望)
② 保育を必要とする

①

幼稚園
認定こども園

1号認定
(教育標準時間認定)
申請は直接施設へ

②

保育所
認定こども園

2号認定
(保育認定)
申請は担当課
または施設へ

仕事をしているなどの理由で、保育を必要としていますか？

- ① 保育を必要としない
② 保育を必要とする

①

施設に入園することはできませんが、一時預かり等を利用することができます。

保育が必要でも、幼稚園または認定こども園(教育部分)の利用を希望する場合は1号認定となります。(幼稚園等の一時預かりで対応できる場合など)

②

保育所
認定こども園
地域型保育事業

3号認定
(保育認定)
申請は担当課
または施設へ



🐼 幼児教育・保育の無償化案内(主な例)

対象となる子どもの年齢・ 家庭状況	利用施設等	利用料の無償化の 範囲(※2)
 3歳～5歳 (保育の必要性の認定事由 に該当する子ども(※4))	利用 → 幼稚園、保育所、認定こども園、就学前障がい児の発達支援(※1)	全額無償
	利用 → 幼稚園の預かり保育	幼稚園の利用に加え 月11,300円まで無償
	利用(複数利用) → 認可外保育施設、一時預かり、病児保育、ファミリー・サポート・センター(※3)	月37,000円まで無償
	複数利用 → 幼稚園、保育所 + 就学前障がい児の発達支援 認定こども園	全額無償
 0歳～2歳 (保育の必要性の認定事由 に該当する子ども(※4)) 住民税非課税世帯のみ	利用 → 保育所、認定こども園(※1)	全額無償
	利用(複数利用) → 認可外保育施設、一時預かり、病児保育、ファミリー・サポート・センター(※3)	月42,000円まで無償
	複数利用 → 保育所、認定こども園 + 就学前障がい児の発達支援	全額無償
 3歳～5歳 (上記以外(※4)) ●専業主婦(夫)家庭 など	利用 → 幼稚園、認定こども園、就学前障がい児の発達支援	全額無償
	複数利用 → 幼稚園、認定こども園 + 就学前障がい児の発達支援	全額無償

(※1) 地域型保育及び、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も対象

(※2) 保育料が無償化の場合でも通園送迎費、給食費、行事費などがかかる場合があります。

(※3) 幼稚園・保育所・認定こども園等に入所していない方が対象

(※4) 利用料が無償となるには、申請が必要な場合があります。詳しくは、担当課へお問合わせください。(子育て支援課 ☎017-734-5330または、健康福祉課(浪岡庁舎) ☎0172-62-1113)



北西部町名	
飛鳥	新城天田内
油川	新城福田
後潟	瀬戸子
内真部	千刈
岡町	千富町
沖館	富田
奥内	新田
金沢2丁目	西田沢
北金沢	羽白
久須志	左堰
小橋	前田
四戸橋	柳川
篠田	六枚橋
清水	

北西部

西部町名	
荒川	第二間屋町4丁目
石江	鶴ヶ坂
岩渡	戸門
牛館	浪館
上野	浪館前田
大谷	西滝
大別内	西滝1～3丁目
小畑沢	入内
金浜	野木
小館	野沢
里見	細越
三内	孫内
新城平岡	三好
新城山田	安田
高田	八ッ役

西部



・教育・保育施設等の情報をわかりやすくお知らせするために、地区ごとに分けております。

中央部町名	
青葉	堤町
青柳	長島
旭町	西大野
浦町	橋本
大野	浜田豊田
奥野	浜田1～3丁目
勝田	東大野
桂木	古川
金沢	本町
1,3,4,5丁目	
新町	松原
第二問屋町	緑
1～3丁目	
中央	安方

東南部町名	
大矢沢	中佃
節町	浪打
合浦	野尻
合子沢	花園
幸畑	浜田玉川
栄町	古館1丁目
桜川	松森
新町野	南佃
田茂木野	妙見
茶屋町	雲谷
佃	横内
筒井	四ツ石
問屋町	



教育・保育施設等